しあわせ信州

知っていますか？ 再就職ルール。

退職管理の適正を確保するため、『地方公務員法』及び『再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例』の規定に基づき、再就職した元職員から現職職員への働きかけが禁止されているほか、再就職時の届出が義務付けされています。

1　元職員による働きかけの禁止

☑ ① 離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、
② 離職前５年間に在職していた執行機関の組織等の現職職員に対して、
③ 当該営利企業等（又はその子法人）と県との間の契約等事務について、
④ 離職後２年間、
⑤ 離職前５年間の職務に関する行為を
する（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

☑　在職時のポストや職務内容により、禁止される働きかけの対象範囲や禁止される期間が異なります。

☑　違反した元職員は過料又は刑罰の対象となります。また、元職員から働きかけを受けた現職職員は、人事委員会へその旨を届け出ることが義務付けられます。

①元職員（再就職者）

営利企業・非営利法人（国・地方公共団体等を除く。）に再就職した元職員

③契約等事務について、
④離職後２年間、
⑤離職前５年間の職務に関する要求又は依頼

②現職職員

元職員が離職前５年間に在職していた執行機関の組織等の職員

長　野　県

① 「元職員（再就職者）」とは一般職の職員であった者をいいます。ただし、臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）であった者は含まれません。
② 「執行機関の組織等」とは、再就職者による働きかけが禁止される現職職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）です。具体的には、知事部局、警察本部・警察署、教育委員会・学校などのようにグループ分けされます。
③ 契約等事務は、次のものをいいます。
・再就職者が在籍している営利企業等（又はその子法人）と県との間で締結される売買、賃借、請負、その他の契約に関する事務
・当該営利企業等（又はその子法人）に対する処分に関する事務
④ 自らが決定（決裁した）契約又は処分に関するものについては、期間の定めなく禁止されます。
⑤ 離職前５年間より前に、部長級又は課長級の職にあった者については、その職務についても対象とされます。
※ 「要求又は依頼」には、契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も含まれます。

◆ 再就職した元職員の在職時のポストや「働きかけ」の内容により規制範囲が異なります。

① 全ての再就職者

離職前５年間に在職した執行機関の組織等（議会事務局を含む。以下同じ。）の現職職員に対し、離職前５年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後２年間働きかけが禁止。

② 離職前５年間より前に部長級又は課長級ポストの経験がある再就職者

①に加え、離職前５年間より前の部長級又は課長級ポスト在職時の執行機関の組織等の現職職員に対し、当該ポストの職務に属する契約等事務に関して、離職後２年間働きかけが禁止。

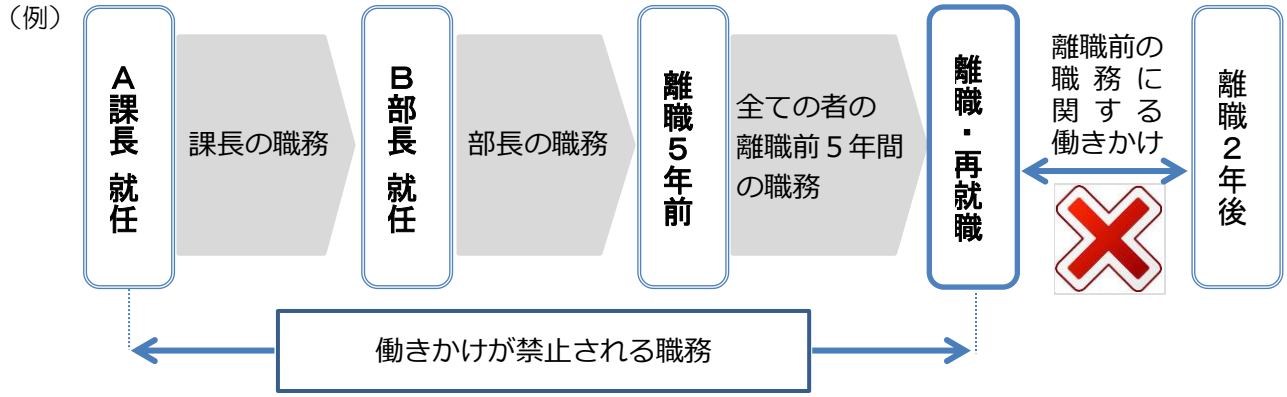

◎ 部長級又は課長級ポストとは、主に次のものを言います。	
一般行政職員（下記以外の者）	本庁の部長・会計管理者・事務局長・部次長・課室長・企画幹等、現地機関の長・副所長・次長、企画幹、地域振興局の課長、試験場の部長
教員	学長、学校長、副校長、教頭、主幹指導主事、主任指導主事
警察職員	警察本部の部長・課室長・管理官、警察署の署長・副署長・管理官

③ 再就職者自らが在職中に決定した契約・処分への働きかけ

①・②に加え、在職した執行機関の組織等の現職職員に対し、自ら決定した契約や処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについては、期間の定めなく働きかけが禁止。

◆「働きかけ」に該当する場合・しない場合は、主に次のとおりです（Q＆Aもご覧ください）。

✕「働きかけ」に該当する場合

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求・依頼する場合
- 再就職先企業に対する許認可を要求・依頼する場合
- 再就職先企業に対する処分を甘くするよう要求・依頼する場合
- 公になっていない情報を提供するよう要求・依頼する場合

◎「働きかけ」に該当しない場合

- 県からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合
- 法令の規定、県との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 県の事務・事業と密接な関連を有する業務を行うために必要な場合
  （公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年人事委員会規則 1 号）別表第 1 から第 3 に掲げる団体が行う業務）
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を受けた場合
  （電気・ガス・水道水の供給、テレビ放送の役務の給付等に関する契約等）

◆「働きかけ」を受けた場合は、人事委員会へ届け出ることが必要です。

再就職した元職員から働きかけを受けた場合は、元職員の氏名や働きかけの内容等について、「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」により人事委員会に届け出ることが義務付けられます。

◎　届出の様式は、人事委員会ホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/irainokiseitou/irainokiseitou.html

2　再就職情報の届出・公表

☑　元職員が、離職後２年間に営利企業等に再就職した場合は、速やかに任命権者に届け出ることが義務付けられます。届出は再就職の都度、行うことが必要です。

☑　届出は「再就職届出書」により離職時の所属に提出してください。
（※　離職時の所属が廃止されている場合は、その業務を引き継いだ所属にお問い合わせ下さい。）

☑　届出のあった内容については、条例に基づき、毎年度公表を行います。

◎ 届出を要する事項

氏名・生年月日・離職時の職・離職日・再就職日・再就職先の名称・再就職先の業務内容・再就職先における地位　（＊公表は下線の事項について行います。）

◎　届出の様式は、人事委員会ホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/irainokiseitou/irainokiseitou.html

■　元職員であっても、次の者は届出を行う必要はありません。
- 公益的法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する「退職派遣者」
- 県の病院等において医療業務に従事していた医師（管理職を除く。）
- 教員及び警察職員（管理職を除く。）
- 特別職の職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員、非常勤職員及び育休任期付職員であった者
- 任命権者等の要請に応じ国又は他の地方公共団体の職員になるために離職し、採用された者
- 再任用職員として採用された者
- 営利企業以外の法人その他の団体に再就職した者で、報酬額が 160 万円以下の場合

■　離職後２年間に再就職を繰り返した場合は、その都度、届出が必要となります。また、同時期に複数の営利企業等に再就職した場合もそれぞれについて届出が必要となります。

＊ 名称等が公表されることについて、あらかじめ再就職先のご理解を得るようお願いします。

3　Q&A

（注）このＱ＆Ａは一般的な事例を想定して作成しています。
実際の「働きかけ」の該当の判断は、法律・条例等に定める要件に照らして個別に行われるため、必ずしも記載のとおりとはならない場合があることにご注意ください。

Ｑ１：「働きかけ」が禁止される「執行機関の組織等」に属する現職職員とは、どういった者ですか。

Ａ１：「執行機関の組織等」とは、再就職者による働きかけが禁止される現職職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）であり、執行機関の組織（補助機関やその管理下にある機関を含む。）及び議会事務局をいいます。
具体的には、知事部局（現地機関・企業局を含む。）、警察本部・警察署、教育委員会事務局・学校・図書館その他教育機関、議会事務局がグループとなり、元職員が在職していた執行機関等に応じて、これらにそれぞれ属する現職職員に対する働きかけが禁止されます。

Ｑ２：「働きかけ」は、不正な行為を求める場合に限って禁止されるのですか。

Ａ２：必ずしも職務上の不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関して要求・依頼を行うことは禁止されます。なお、不正な行為をするように働きかけた場合には、刑罰の対象となります。

Ｑ３：名刺を配って挨拶することは「働きかけ」に該当しますか。

Ａ３：県との契約関係の可能性がある企業に再就職後、当該企業に再就職したことを周知させるために離職前の職場を訪問して、名刺を配って挨拶することは、県との契約を期待して行う行為と受け止められるため、「働きかけ」に該当するものと考えられます。

Ｑ４：再就職先企業の新技術・新製品を紹介することは「働きかけ」に該当しますか。

Ａ４：県との契約関係の可能性がある企業に再就職後、当該企業の新技術・新製品等を現職職員に紹介することは、営業行為に当たり、「働きかけ」に該当するものと考えられます。

Ｑ５：再就職先企業の部下に依頼・要求させた場合であっても「働きかけ」に該当しますか。

Ａ５：再就職先企業の社員に離職前の職場を訪問させ、元職員が当該企業に再就職していることを知らせた上で現職職員に依頼・要求することは、元職員の影響力を行使していることから「働きかけ」に該当するものと考えられます。

Ｑ６：在職時とは別の所属の現職職員に依頼・要求することは「働きかけ」に該当しますか。

Ａ６：例えば、Ａ建設事務所長を退職し、Ｂ建設事務所管内の建設会社に再就職後、Ｂ建設事務所の職員に対して工事の受注を要求する場合などが考えられます。この要求は、Ａ建設事務所長の職務に関するものではないため、「働きかけ」には直接該当しないものと考えられますが、再就職者がその影響力を行使していることに変わりはなく、公務の公正性やこれに対する県民の信頼を損なうおそれがあるため慎むべきものと考えられます。

Ｑ７：県から運営費補助金の交付を受けている団体に再就職後、補助金の増額を求めることは「働きかけ」に該当しますか。

Ａ７：補助金の増額を求めることは「働きかけ」に該当します。ただし、県から指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合や、県の事務・事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行う場合であれば該当しません。

Ｑ８：契約や処分について、自らが決定したものは期間の定めがなく「働きかけ」が禁止されますが、「自らが決定したもの」とは、どのようなものが該当しますか。

Ａ８：「自らが決定したもの」とは、「最終的な決裁者として決裁を行った場合」の契約又は処分を言います。したがって、自らが決裁した契約で、契約期間が満了していないものについては、離職後２年経過後も「働きかけ」が禁止されます。

　例えば、部長であった者が施設管理会社に再就職後、部長として自ら委託契約を決裁した施設の管理について、継続して契約するように要求・依頼する場合などが想定されます。

Ｑ９：県と再就職先企業等が既に締結している契約に基づく代金の支払を請求したり、受託した調査業務について打ち合わせをすることなども「働きかけ」に該当しますか。

Ａ９：県との契約に基づく権利の行使や県から委託を受けた事務の実施に必要な場合などに、支払の請求や業務の実施方法等に関して要求・依頼することは「働きかけ」に該当しません。

Q10：県の一般競争入札に参加することも「働きかけ」に該当しますか。

A10：例えば、一般競争入札の会場において入札に参加する場合など、一般競争入札やせり売りの手続に従って、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合に要求・依頼することは「働きかけ」に該当しません。

Q11：県に申請や届出を行うことも「働きかけ」該当しますか。

A11：例えば、法令に基づく事業免許の申請を行う場合など、法令に定める手続に従って申請を行ったり、法令に手続が定められていない場合でも、単に申請行為を行う限りにおいては、「働きかけ」に該当しません。ただし、処分する（しない）よう求める言動が伴えば該当します。

Q12：県への許（認）可申請に当たり、どのような内容であれば許（認）可基準に合致するのか説明を求めることは「働きかけ」に該当しますか。

A12：単に許（認）可基準を確認するに過ぎないものであれば「働きかけ」に該当しませんが、処分する（しない）よう求める言動が伴えば該当します。

Q13：県への許（認）可申請に当たり、添付書類の簡素化を求めることは「働きかけ」に該当しますか。

A13：形式的な手続に関するするものであるため「働きかけ」に該当しませんが、処分する（しない）よう求める言動が伴えば該当します。

Q14：「働きかけ」を受けた現職職員による届出について、相手方が元職員であることを知らなかった場合はどうすればよいのですか。

A14：要求・依頼を受けた職員が、相手方が元職員であることを知らなかった場合は、法律上禁止される「働きかけ」とは認識されませんので、届出は不要です。ただし、上司や同僚からの情報により元職員であることが分かった場合には届出が必要です。

Q15：働きかけ規制に違反した場合の罰則について教えてください。

A15：次の表のとおりです。
不正な行為を伴う場合は、現職職員も罰則の対象になることに注意が必要です。

	規制違反の内容	罰　則　等
元職員による働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合（※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。）	10万円以下の過料　（法第64条）
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第60条第４号～第７号）
	現職職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第60条第８号）
	現職職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象（法第38条の２第７項違反）
再就職あっせん	現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	３年以下の懲役（法第63条第１号及び第２号）
求職活動	現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	３年以下の懲役（法第63条第１号及び第２号）

Q16：再就職した場合の届出は、再就職後「速やかに」行うこととされていますが、具体的にいつまでに行う必要がありますか。

A16：営利企業等の地位に就いた日から２週間以内に、離職時の所属（離職時の所属が廃止されている場合はその業務を引き継いだ所属）に届け出てください。

Q17：個人で事業を行う場合も届出が必要ですか。

A17：届出が必要となるのは、営利企業に就職した場合や、報酬を得て営利企業以外の法人や団体に就職した場合であるため、個人で事業を行う場合は届出の必要はありません。

Q18：法律・条例の施行日（平成28年４月１日）より前に離職した者についても、法律・条例は適用されるのですか。

A18：施行日前に離職した者についても適用されます。
そのため、既に離職した者も、施行日後に新たに就職した場合には届出が必要となりますので、注意してください。

4　お問い合わせ先

※ 離職時の任命権者に応じて、次の担当課へお問い合わせください。

総務部人事課　☎ 026-235-7137
企業局経営推進課　☎ 026-235-7371
議会事務局総務課　☎ 026-235-7411
教育委員会事務局教育政策課　☎ 026-235-7421
監査委員事務局　☎ 026-235-7461
人事委員会事務局　☎ 026-235-7466
警察本部警務部警務課　☎ 026-233-0110(代表)

（令和８年３月改定・長野県総務部人事課）